

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、行政監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年8月9日

南三陸町監査委員 芳賀長恒
南三陸町監査委員 及川幸子

(別紙)

1 はじめに

本監査は、南三陸病院の収納金等の取扱い及び管理並びに事務処理手続が法令の定めのとおり適正に行われているかどうかを主眼とし、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 及川幸子

3 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

4 監査の対象

南三陸病院の収納金等（診療に係る窓口収納金及び釣銭用現金）

5 監査の評価項目（着眼点）

- (1) 診療に係る窓口収納金の取扱い及び管理は適正か
- (2) 釣銭の取扱い及び管理は適正か
- (3) 職員による現金等の取扱い及び事務処理手續は適正か

6 監査の実施内容

- (1) 監査年月日 令和4年7月20日

- (2) 監査の方法 上記の評価項目（着眼点）に基づき、南三陸病院において、収納金等及び関係書類等を確認するとともに、関係職員から現金等の取扱い及び管理状況等の説明を受けた。

7 監査の結果

監査の結果、南三陸病院の収納金等の取扱い及び管理並びに事務処理手続については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、より適正な事務処理に資すると思われる事項については、事務改善の検討を行うよう指摘した。

8 結び

今回の行政監査は、南三陸病院における収納金等の取扱い及び管理並びに事務処理手続について、その取扱いは適正か、また、安全に管理されているか、そして、法令の定めのとおり事務手続が適正に行われているかを主眼として実施したものである。

監査の結果に記載したとおり、おおむね適正に執行されているものと認められた。

今後も、適正な事務処理手続と収納金等の取扱い及び管理について、意を用いられるることを期待し、結びとする。